

1

令和6年第4回

多治見市議会定例会議案

令和6年8月22日

目 次

報第12号	専決処分の報告について……………	1
報第13号	専決処分の報告について……………	2
認第1号	令和5年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	3
認第2号	令和5年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
認第3号	令和5年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	5
認第4号	令和5年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	6
認第5号	令和5年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について……………	7
認第6号	令和5年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	8
認第7号	令和5年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9
認第8号	令和5年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	10
報第14号	令和5年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について……………	11
報第15号	令和5年度多治見市継続費精算報告書の提出について……………	12
報第16号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	15
報第17号	令和5年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について……………	16
認第9号	令和5年度多治見市水道事業会計決算の認定について……………	18
議第72号	令和5年度多治見市水道事業会計利益の処分について……………	19
認第10号	令和5年度多治見市下水道事業会計決算の認定について……………	20
議第73号	令和5年度多治見市下水道事業会計利益の処分について……………	21
認第11号	令和5年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について……………	22
議第74号	令和5年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について……………	23
認第12号	令和5年度多治見市病院事業会計決算の認定について……………	24

報第18号	令和5年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書の提出について	25
報第19号	令和5年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	27
報第20号	令和5年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	28
報第21号	令和5年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	29
報第22号	令和5年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	30
議第75号	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて	31
議第76号	民生教育分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	32
議第77号	経済分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	46
議第78号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて	50
議第79号	多治見市印鑑条例の一部を改正するについて	52
議第80号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	55
議第81号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	56
議第82号	多治見市企業立地促進条例の一部を改正するについて	57
議第83号	多治見市都市公園条例の一部を改正するについて	58
議第88号	工事請負契約の締結について	61
議第89号	工事請負契約の締結について	62
議第90号	物品供給契約の締結について	63
議第91号	指定管理者の指定について	64
議第92号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について	65
議第93号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	66

議第94号	多治見市教育委員会委員の任命について……………	68
議第95号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	69

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第10号

損害賠償の額を定めるについて

令和6年5月10日午後5時頃、市内笠原町字下原地内の会社敷地から市道870200線へ進入中の普通自動車の右前輪が踏んだグレーチングが跳ね上がり、同車両右後部のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年7月24日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 27,200円

報第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第11号

損害賠償の額を定めるについて

令和6年6月8日午後4時頃、市内北丘町6丁目地内において、市道521707線を東進中の普通自動車の左前輪が踏んだグレーチングが跳ね上がり、同車両左ドア下のサイドシル並びに左後部のタイヤ及びホイールを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年8月13日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 26,440円

認第1号

令和5年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第 2 号

令和 5 年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 5 年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 22 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第3号

令和5年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第4号

令和5年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第5号

令和5年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第 6 号

令和 5 年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 5 年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 22 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第7号

令和5年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第 8 号

令和 5 年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 5 年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 22 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第14号

令和5年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和5年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第15号

令和5年度多治見市継続費精算報告書の提出について

令和5年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和5年度多治見市継続費精算報告書

(単位:円)

一般会計

款	項	事業名	全 体				計 画				実 績				比 較			
			年 割 額	左 特 定 支 出 金	財 源 所 属 地 方 債	財 源 所 属 其 他	支 出 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 額 の 差	左 の 財 源 内 訳						
								国 庫 支 出 金	特 定 地 方 債	一 般 財 源		国 庫 支 出 金	特 定 地 方 債	一 般 財 源				
2	2	総務費 土地評価資料更新業務	3	8,421,000			8,421,000	8,420,500			8,420,500	500					500	
			4	12,359,000			12,359,000	12,358,500			12,358,500	500					500	
			5	33,879,000			33,879,000	33,880,000			33,880,000	△ 1,000					△ 1,000	
			計	54,659,000			54,659,000	54,659,000			54,659,000							
4	2		衛生費 三の倉センター大規模整備事業	3	109,187,000		98,200,000	10,987,000	89,479,500	80,500,000	8,979,500	19,707,500		17,700,000	2,007,500			
		4		786,387,000		707,700,000	78,687,000	679,484,300	611,500,000	48,277,000	19,707,300	106,902,700	96,200,000	30,410,000	△ 19,707,300			
		5		922,940,000		830,600,000	92,340,000	915,548,370	823,900,000	48,947,000	42,701,370	7,391,630	6,700,000	43,393,000	△ 42,701,370			
		計		1,818,514,000		1,636,500,000	182,014,000	1,684,512,170	1,515,900,000	106,203,500	62,408,670	134,001,830	120,600,000	75,810,500	△ 62,408,670			
9	1	消防費 新北消防署造成工事		4	63,600,000		63,600,000		53,062,240	53,000,000		62,240	10,537,760	10,600,000	△ 62,240			
			5	95,400,000		43,600,000	51,800,000	79,593,360	43,600,000		35,993,360	15,806,640		15,806,640				
			計	159,000,000		107,200,000	51,800,000	132,655,600	96,600,000		36,055,600	26,344,400	10,600,000	15,744,400				
10	2		小学校教育費 小学校校務システム更新事業	4	87,790,000			87,790,000	82,516,000			82,516,000	5,274,000		5,274,000			
				5	122,292,000			122,292,000	114,947,000			114,947,000	7,345,000		7,345,000			
		計		210,082,000			210,082,000	197,463,000			197,463,000	12,619,000		12,619,000				

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△3.1	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第17号

令和5年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、令和5年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和5年度多治見市財政向上指針の実施状況

※【 】は目標値、()は令和4年度実績

項 目	目標達成に必要な事項	決算数値
1 収入の増加及び支出の抑制	①収入の増加 債権管理計画で定める収納率を達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。 ②支出の抑制 公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。	・諸納付金の収納率 ア 市税 現年度分 99.15% 【98.90%】 (99.13%) 滞納繰越分 33.58% 【30.00%】 (33.08%) イ 諸納付金合計(市税を含む) 現年度分 99.03% 【98.75%】 (99.04%) 滞納繰越分 28.73% 【28.20%】 (28.27%) ・経常経費(普通会計) 歳出額 296.8億円 (289.9億円) 歳出構成比 72.8% (64.4%)
2 市債残高(一般会計負担分)の上限	一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和5年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。	・一般会計で負担すべき市債残高 438.8億円 (443.0億円) ・市債の実残高 540.2億円 (545.3億円)
3 基金の適正な管理	(1)財政調整基金の可処分額を18億円以上確保します。	財政調整基金残高 75.3億円 (68.0億円)…A うち災害復旧経費留保分 14.1億円 (14.6億円)…B うちリスク引当金 0.0億円 (0.0億円)…C 財政調整基金可処分額 61.2億円 (53.4億円) (A-B-C)
	(2)市債償還対策基金(合併特例債分を除く。)は、令和5年度末残高を10億円以上確保します。	年度末残高 16.5億円 (13.5億円) ※ 合併特例債分を除く
	(3)職員退職手当基金は、令和5年度末残高を20億円以上確保します。	年度末残高 20.3億円 (20.3億円)
	(4)庁舎建設基金は、令和4年度末残高を20億円以上確保します。	年度末残高 25.3億円 (23.2億円)
	(5)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。	処分額 0.8億円 (0.8億円)

認第9号

令和5年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第72号

令和5年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第10号

令和5年度多治見市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度多治見市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第73号

令和5年度多治見市下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度多治見市下水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第11号

令和5年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度多治見市農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第74号

令和5年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第12号

令和5年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第18号

令和5年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和5年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり調製したので、
地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和5年度多治見市下水道事業会計継続統費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	全体計画				実績				比較				
			年度	年割額	左の財源内訳			支払義務 発 生 額	左の財源内訳			年割額と支 払義務発生 額との差	左の財源内訳		
					国県支出金	企業債	損益勘定 留保資金		国県支出金	企業債	損益勘定 留保資金		国県支出金	企業債	損益勘定 留保資金
資本的 支出	建設改 良費	終末処理場建設改良費 (分流失系監視設備更新 工事)	4	241,800,000	132,990,000	97,900,000	10,910,000	233,200,000	128,260,000	94,500,000	10,440,000	8,600,000	4,730,000	3,400,000	470,000
			5	362,800,000	199,540,000	146,900,000	16,360,000	349,800,000	192,390,000	141,669,000	15,741,000	13,000,000	7,150,000	5,231,000	619,000
			計	604,600,000	332,530,000	244,800,000	27,270,000	583,000,000	320,650,000	236,169,000	26,181,000	21,600,000	11,880,000	8,631,000	1,089,000
		終末処理場建設改良費 (三の倉センター基幹 改良工事)	3	9,294,000	0	8,800,000	494,000	9,293,900	0	8,800,000	493,900	100	0	0	100
			4	224,407,000	0	213,100,000	11,307,000	190,853,080	0	181,300,000	9,553,080	33,553,920	0	31,800,000	1,753,920
			5	228,981,000	0	217,500,000	11,481,000	228,440,850	0	217,018,800	11,422,050	540,150	0	481,200	58,950
	計	462,682,000	0	439,400,000	23,282,000	428,587,830	0	407,118,800	21,469,030	34,094,170	0	32,281,200	1,812,970		

報第19号

令和5年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第20号

令和5年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

下水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
下水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第21号

令和5年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の
規定により、令和5年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率を、
別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

農業集落排水事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
農業集落排水事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第22号

令和5年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

病院事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
病院事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

議第75号

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正するについて

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例
多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2 建物（別表第2に規定する事務所を除く。）の部（1） 事務所等の項中「300円」を「390円」に改め、同部（2） 会議室の項中「5円」を「6円」に改める。

別表第2市の事務所のうち市長が規則で定めるものの部（1） 会議室の款中「210円」を「240円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の公布の日以後に施行日以後の使用について申請した使用に係る使用料から適用し、この条例の公布の日前に施行日以後の使用について申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第76号

民生教育分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

民生教育分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

民生教育分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの項中「990円」を「1,280円」に、「210円」を「240円」に改め、同表小ホールの項中「500円」を「650円」に、「100円」を「110円」に改め、同表和室の項中「210円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改め、同表実習室の項中「350円」を「400円」に、「100円」を「110円」に改め、同表会議室1の項中「350円」を「450円」に、「100円」を「110円」に改め、同表会議室2の項中「250円」を「310円」に、「100円」を「110円」に改める。

（多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「310円」を「400円」に、「100円」を「110円」に改め、同表小会議室の項中「210円」を「270円」に、「100円」を「110円」に改め、同表遊戯室の項中「390円」を「500円」に、「100円」を「110円」に改める。

(多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの項中「990円」を「1,280円」に、「210円」を「240円」に改め、同表遊戯室の項中「620円」を「800円」に、「210円」を「240円」に改め、同表研修室の項中「350円」を「450円」に、「100円」を「110円」に改め、同表会議室の項中「210円」を「230円」に、「100円」を「110円」に改め、同表多目的実習室の項中「350円」を「400円」に、「100円」を「110円」に改め、同表和室の項中「210円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改める。

(多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表 1 会議室等利用料金の表3階視聴覚室の項中「320円」を「360円」に改め、同表3階会議室（1－1）の項中「250円」を「320円」に、「210円」を「240円」に改め、同表3階会議室（1－2）の項中「250円」を「320円」に、「210円」を「240円」に改め、同表3階会議室（2）の項中「210円」を「240円」に改め、同表3階会議室（3）の項中「

210円	210円
------	------

」を「

230円	240円
------	------

」に改め、

同表3階料理教室の項中「320円」を「360円」に改め、同表3階和室（1）の項中

「

210円	210円
------	------

」を

「

220円	240円
------	------

」に改め、

同表3階和室（2）の項、3階茶室（1）の項及び3階茶室（2）の項中「210円」を「240円」に改め、同表大ホール（全面利用）の項中「990円」を「1,280円」に、「320円」を「360円」に改め、同表大ホール（2／3面利用）の項中「700円」を「900円」に、「320円」を「360円」に改め、同表大ホール（1／3面利用）の項中「350円」を「450円」に、「210円」を「240円」に改め、同表遊戯室の項中「880円」を「1,020円」に、「320円」を「360円」に改める。

(多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの項中「990円」を「1,280円」に、「210円」を「240円」に改め、同表遊戯室の項中「500円」を「650円」に、「100円」を「110円」に改め、同表研修室の項中「350円」を「450円」に、「100円」を「110円」に改め、同表和室の項中「100円」を「110円」に改め、同表多目的実習室の項中「350円」を「400円」に、「100円」を「110円」に改める。

（多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表3階和室1の項、3階和室2の項及び3階和室3の項中「500円」を「580円」に、「100円」を「110円」に改め、同表3階作業室の項中「500円」を「650円」に、「100円」を「110円」に改め、同表3階研修室の項中「500円」を「640円」に、「100円」を「110円」に改め、同表4階集会室の項、4階会議室の項及び4階技能習得室の項中「360円」を「410円」に、「100円」を「110円」に改め、同表4階和室1の項、4階和室2の項及び4階ミーティングルームの項中「100円」を「110円」に改め、同表4階大会議室の項中「1,980円」を「2,570円」に、「420円」を「480円」に改める。

（多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表教養娯楽室の項中「500円」を「650円」に、「100円」を「110円」に改め、同表研修室の項中「500円」を「620円」に、「100円」を「110円」に改め、同表健康相談室の項中「100円」を「110円」に改め、同表集会室の項中「1,210円」を「1,570円」に、「100円」を「110円」に改める。

（多治見市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表遊戯室の項中「390円」を「500円」に、「100円」を「110円」に改め、同表集会室の項中「220円」を「250円」に、「100円」を「110円」に改める。

（多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第3号）

の一部を次のように改正する。

別表和室の項中「500円」を「650円」に、「100円」を「110円」に改める。

(多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表和室の項及び会議室の項中「260円」を「330円」に、「100円」を「110円」に改め、同表多目的工作室の項中「440円」を「570円」に、「100円」を「110円」に改める。

(多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第11条 多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 (1) ごみ処理手数料の部一般家庭の款処理施設持込みの項中「100円」を「160円」に改め、同部事業者及び許可業者の款中「210円」を「320円」に改める。

別表第2 ごみ処理手数料の項中「210円」を「320円」に改める。

(多治見市都市公園条例の一部改正)

第12条 多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(1) 多治見市星ヶ台競技場ア トラック・フィールドの表備考1中「5割」を「10割」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(1) 多治見市星ヶ台競技場イ 会議室等の表会議室の項、審判控室1の項、審判控室2の項及び記録室の項中「100円」を「110円」に改め、同表備考1中「5割」を「10割」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(1) 多治見市星ヶ台競技場ウ 個人利用料金の表小中高生の項中「50円」を「60円」に、「500円」を「600円」に改め、同表一般の項中「250円」を「300円」に、「2,500円」を「3,000円」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(2) 多治見市星ヶ台運動広場の表入場料等を徴収しない場合の項中「720円」を「860円」に改め、同表入場料等を徴収する場合の項中「2,160円」を「2,580円」に改め、同表備考中「5割」を「10割」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(3) 多治見市旭ヶ丘運動広場の表A面の項中「720円」を「860円」に、「1,780円」を「2,040円」に改め、同表B面の項中「610円」を「730円」に改め、同表備考2中「5割」を「10割」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(4) 多治見市営球場の表中「3,980円」を「4,570円」に改め、同表備考1中「5割」を「10割」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(5) 多治見市滝呂球場の表中「770円」を「920円」に改め、同表備考中「5割」を「10割」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(6) テニスコートの表1面につきの部多治見市星ヶ台テニスコートの款第1競技場の項中「420円」を「480円」に改め、同部多治見市共栄テニスコートの款中「310円」を「350円」に改め、同表備考中「5割」を「10割」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(7) 多治見市旭ヶ丘弓道場イ 個人利用料金の表中「110円」を「130円」に、「1,100円」を「1,300円」に改め、同表備考2中「5割」を「10割」に改める。

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(8) 多治見市笠原梅平運動広場の表A面の項中「720円」を「860円」に改め、同表B面の項中「720円」を「860円」に、「2,090円」を「2,400円」に改め、同表備考中「5割」を「10割」に改める。

(多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正)

第13条 多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和39年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表 1 学校の施設に係る使用料の表屋外運動場の部15,000平方メートル以上のものの款中「260円」を「330円」に、「1,870円」を「2,150円」に改め、同部15,000平方メートル未満のものの款中「130円」を「160円」に、「880円」を「1,010円」に改め、同表屋内運動場の部体育館(多目的室を除く。)の款及び武道場の款中「390円」を「500円」に改め、同部多目的室の款中「100円」を「110円」に改め、同表教室(1室につき)の部普通教室の款中「130円」を「160円」に、「100円」を「110円」に改め、同部特別教室の款実習等を行う特別教室(音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、美術室、技術室の類)の項中

「390円」を「500円」に、「210円」を「240円」に、「320円」を「360円」に改め、同款その他の特別教室（図書室、特別活動室の類）の項中「260円」を「330円」に改め、同部多目的教室の款中「830円」を「860円」に、「740円」を「850円」に改める。

（多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表遊戯室の項中「500円」を「650円」に改め、同表冷暖房設備の項中「100円」を「110円」に改める。

（多治見市学習館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 多目的ホール、1階ギャラリーの表多目的ホールの項中「3,850円」を「5,000円」に、「5,830円」を「7,570円」に、「8,250円」を「10,720円」に、「17,930円」を「23,290円」に、「1,650円」を「2,140円」に改め、同表1階ギャラリーの項中「1,320円」を「1,630円」に、「1,760円」を「2,180円」に、「4,400円」を「5,440円」に、「440円」を「540円」に改め、同表備考4中「840円」を「960円」に改める。

別表第1 2 学習室等の表学習室101の項及び学習室401の項中「100円」を「110円」に改め、同表学習室402の項中「500円」を「650円」に、「100円」を「110円」に改め、同表学習室403の項中「100円」を「110円」に改め、同表学習室501の項中「880円」を「1,140円」に、「210円」を「240円」に改め、同表学習室502の項中「660円」を「750円」に、「210円」を「240円」に改め、同表学習室503の項、学習室504の項、学習室505の項及び学習室506の項中「100円」を「110円」に改め、同表視聴覚室の項中「210円」を「240円」に改め、同表美術室の項中「770円」を「880円」に、「210円」を「240円」に改め、同表工作室の項中「550円」を「570円」に、「210円」を「240円」に改め、同表音楽室の項中「210円」を「240円」に改め、同表和室の項中「880円」を「910円」に、「210円」を「240円」に改め、同表陶芸室の項中「100円」を「110円」に改める。

（多治見市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 旭ヶ丘公民館の部大ホールの項中「990」を「1,280」に、「210」を「240」に改め、同部中会議室の項中「250」を「310」に、「100」を「110」に改め、同部小会議室の項中「110」を「130」に、「100」を「110」に改め、同部研修室の項中「100」を「110」に改め、同部和室の項中「250」を「310」に、「100」を「110」に改め、同部料理実習室の項中「350」を「400」に、「100」を「110」に改め、同表市之倉公民館の部大ホールの項中「990」を「1,280」に、「210」を「240」に改め、同部研修室の項中「350」を「450」に、「100」を「110」に改め、同部和室の項中「250」を「310」に、「100」を「110」に改め、同部料理実習室の項中「350」を「400」に、「100」を「110」に改め、同部その他の部屋の項中「110」を「140」に、「100」を「110」に改め、同表南姫公民館の部大ホールの項中「990」を「1,280」に、「210」を「240」に改め、同部研修室の項中「390」を「500」に、「100」を「110」に改め、同部和室の項中「300」を「370」に、「100」を「110」に改め、同部料理実習室の項中「350」を「400」に、「100」を「110」に改め、同表脇之島公民館の部大ホールの項中「990」を「1,280」に、「210」を「240」に改め、同部研修室の項中「350」を「450」に、「100」を「110」に改め、同部和室の項中「300」を「370」に、「100」を「110」に改め、同部料理実習室の項中「350」を「400」に、「100」を「110」に改め、同表小泉公民館の部大ホールの項中「990」を「1,280」に、「210」を「240」に改め、同部研修室（大）の項中「350」を「450」に、「100」を「110」に改め、同部研修室（小）の項中「210」を「230」に、「100」を「110」に改め、同部和室の項中「350」を「410」に、「100」を「110」に改め、同部料理実習室の項中「350」を「400」に、「100」を「110」に改め、同部多目的実習室の項中「310」を「380」に、「100」を「110」に改める。

（多治見市図書館の設置等に関する条例の一部改正）

第17条 多治見市図書館の設置等に関する条例（昭和63年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「500円」を「650円」に、「210円」を「240円」に改める。

（多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 ホール・展示室等の表中

「

13,750円	20,630円	34,380円	34,380円	55,000円	68,750円	6,820円
17,880円	27,500円	45,380円	45,380円	72,880円	90,750円	9,020円
4,400円	7,330円	11,730円	11,730円	19,070円	23,470円	2,310円
5,870円	8,800円	14,670円	14,670円	23,470円	29,330円	2,860円
2,750円	2,750円	2,750円	5,500円	5,500円	8,250円	880円
3,850円	3,850円	3,850円	7,700円	7,700円	11,550円	1,320円
1,600円	1,600円	1,600円	3,190円	3,190円	4,790円	530円

」を

「

13,840円	20,770円	34,610円	34,610円	55,380円	69,220円	6,860円
18,000円	27,690円	45,690円	45,690円	73,380円	91,380円	9,080円
5,580円	9,300円	14,880円	14,880円	24,180円	29,760円	2,930円
7,440円	11,160円	18,600円	18,600円	29,760円	37,200円	3,620円
3,550円	3,550円	3,550円	7,100円	7,100円	10,650円	1,130円
4,980円	4,980円	4,980円	9,960円	9,960円	14,940円	1,700円
1,640円	1,640円	1,640円	3,280円	3,280円	4,920円	540円

」に改

め、同表備考4の表中「6,180円」を「7,100円」に、「1,780円」を「2,040円」に、「740円」を「850円」に、「420円」を「480円」に、「100円」を「110円」に、「210円」を「240円」に改める。

別表第1 2 会議室等の表大会議室の部中「1,210円」を「1,450円」に改め、同表備考3の表中「740円」を「850円」に、「420円」を「480円」に改める。

（多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 宿泊研修センターの表専用利用料金の部中「210円」を「240円」に改める。

別表第1 3 体験学習棟の表研修室Aの項及び研修室Bの項中「440円」を「570円」に、「210円」を「240円」に改める。

別表第1 5 キャンプ場の表キャンプ場の項中「2,420円」を「3,140円」に改める。

別表第1 6 グラウンドの表1時間までごとにの項中「300円」を「390円」に改める。

別表第2 宿泊室Aの項中「280円」を「320円」に、「150円」を「170円」に改め、同表宿泊室Bの項中「280円」を「340円」に、「150円」を「170円」に改め、同表宿泊室Cの項中「150円」を「170円」に改め、同表宿泊室Dの項中「730円」を「840円」に、「420円」を「480円」に改め、同表ミーティングルームの項中「150円」を「170円」に改め、同表ログハウスAの項中「260円」を「280円」に、「150円」を「170円」に改め、同表ログハウスBの項及びログハウスCの項中「400円」を「520円」に、「210円」を「240円」に改める。

(多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 多治見市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 多治見市総合体育館 (1) 専用利用料金（その1）の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

(1) 専用利用料金（その1）

時間区分	午前9	午後1	午後5	午後7
	時から	時から	時から	時から
利用区分	午後1	午後5	午後6	午後8
	時まで	時まで	時まで	時まで
	の午前	の午後	の区分	の区分
	9時か	1時か	及び午	及び午
	ら始ま	ら始ま	後6時	後8時
	る1時	る1時	から午	から午
	間ごと	間ごと	後7時	後9時

					の区分	の区分	までの 区分	30分ま での区 分
競 技 場	第 1 競 技 場	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	ス ポ ー ツ に 利 用	一般	1,180 円	1,980 円	2,640 円	3,430 円
				高校生以下	660円	1,050 円	1,320 円	1,710 円
			スポーツ以外に利 用		3,540 円	5,940 円	7,920 円	10,290 円
		入場料等を徴収する場合			3,540 円	5,940 円	7,920 円	10,290 円
	第 2 競 技 場	ス ポー ツ に 利 用	一般	430円	710円	1,140 円	1,140 円	
	第 3 競 技 場		高 校 生 以 下	280円	430円	570円	570円	
	第 4 競 技 場		スポーツ以外に利用		1,290 円	2,130 円	3,420 円	3,420 円
	役員室				一般	220円	330円	330円
高 校 生 以 下					110円	220円	220円	220円
幼児体育室					260円	390円	650円	650円

別表第1 1 多治見市総合体育館 (1) 専用利用料金(その1)の表備考2中「5,940円」を「6,830円」に改め、同表備考3中「210円」を「240円」に改め、同表備考5中「5割」を「10割」に改める。

別表第1 1 多治見市総合体育館 (2) 専用利用料金(その2)の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

(2) 専用利用料金(その2)

時間区分	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時か ら 午後 5 時	午後 5 時から 午後 8 時まで	冷暖房利 用 料 金
利用区分				

		の午前 9 時から始まる 1 時間ごとの区分	までの午後 1 時から始まる 1 時間ごとの区分	の午後 5 時から始まる 1 時間ごとの区分 及び午後 8 時から の 1 時間 30 分の区分	(1 時間 までごと に)
卓球室	一般	430円	730円	870円	360円
	高 校 生 以 下	280円	470円	570円	
研修室		260円	390円	390円	240円
会議室		300円	470円	470円	360円
ミーティング室		310円	520円	630円	360円
和室	1	310円	520円	630円	360円
	2	280円	280円	420円	240円

別表第 1 1 多治見市総合体育館 (2) 専用利用料金 (その 2) の表備考 2 中「5 割」を「10 割」に改める。

別表第 1 1 多治見市総合体育館 (3) 個人利用料金の表競技場卓球室幼児体育室の部一般の項中「110 円」を「130 円」に改め、同部高校生以下（乳幼児を除く。）の項中「50 円」を「60 円」に改め、同表トレーニング室の部中「220 円」を「260 円」に、「2,200 円」を「2,600 円」に改める。

別表第 1 2 多治見市笠原体育館 (1) 専用利用料金の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

(1) 専用利用料金

時間区分	午前 9 時から午後 1 時 までの午前 9 時から始 まる 1 時間 ごとの区分	午後 1 時から午後 5 時 までの午後 1 時から始 まる 1 時間 ごとの区分	午後 5 時から午後 6 時 までの区分 及び午後 6 時から午後 7 時までの	午後 7 時から午後 8 時 までの区分 及び午後 8 時から午後 9 時 30 分ま
利用区分				

				区分	での区分
第 1 競技場	スポーツに 利用する場合	860円	1,450円	1,970円	2,500円
	スポーツ以 外に利用す る場合	2,580円	4,350円	5,910円	7,500円
第 2 競技場 第 3 競技場	スポーツに 利用する場合	430円	720円	1,150円	1,150円
	スポーツ以 外に利用す る場合	1,290円	2,160円	3,450円	3,450円

別表第 1 2 多治見市笠原体育館 (1) 専用利用料金の表備考 2 中「5割」を「10割」に改める。

別表第 1 2 多治見市笠原体育館 (2) 個人利用料金の表競技場の部一般の項中「110円」を「130円」に改め、同部高校生以下（乳幼児を除く。）の項中「50円」を「60円」に改め、同表トレーニング室の部中「170円」を「200円」に、「1,700円」を「2,000円」に改める。

（多治見市運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第21条 多治見市運動場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表多治見市北丘運動広場の項、多治見市市之倉運動広場の項、多治見市脇之島運動広場の項及び多治見市笠原向島運動広場の項中「720円」を「860円」に改め、同表備考 1 中「5割」を「10割」に改め、同表備考 2 中「420円」を「480円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後の多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第6条の規定による改正後の多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第7条の規定による改正後の多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第8条の規定による改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第9条の規定による改正後の多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例別表の規定、第10条の規定による改正後の多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例別表の規定、第12条の規定による改正後の多治見市都市公園条例別表第3（多治見市星ヶ台競技場及び多治見市旭ヶ丘弓道場の回数利用券に係る利用料金の規定を除く。）の規定、第13条の規定による改正後の多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例別表の規定、第14条の規定による改正後の多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第15条の規定による改正後の多治見市学習館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第16条の規定による改正後の多治見市公民館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第17条の規定による改正後の多治見市図書館の設置等に関する条例別表の規定、第18条の規定による改正後の多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第19条の規定による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第20条の規定による改正後の多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1（トレーニング室の回数券に係る利用料金の規定を除く。）の規定並びに第21条の規定による改正後の多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の公布の日以後に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金から適用し、この条例の公布の日前に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(廃棄物処理手数料に関する経過措置)

第3条 第11条の規定による改正後の多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定及び別表第2の規定は、施行日以後に処理施設に持ち込まれた一般廃棄物及び産業廃棄物に係る手数料から適用し、施行日前に処理施設に持ち込まれた一般廃棄物及び産業廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

（回数利用券等に関する経過措置）

第4条 第12条の規定による改正前の多治見市都市公園条例別表第3の規定により施行日前に納入した利用料金に係る回数利用券は、令和7年度中までに限り使用することができる。この場合において、同条の規定による改正後の多治見市都市公園条例の規定による利用料金の額と当該回数利用券に係る利用料金の額との差額については、徴収しないものとする。

第5条 第20条の規定による改正前の多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定により施行日前に納入した利用料金に係る回数券は、令和7年度中までに限り使用することができる。この場合において、同条の規定による改正後の多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の規定による利用料金の額と当該回数券に係る利用料金の額との差額については、徴収しないものとする。

議第77号

経済分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

経済分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

経済分野に係る使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成4年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 大ホール等の表大ホールの部平日の項中「5,500円」を「7,130円」に、「7,260円」を「9,410円」に、「10,890円」を「14,120円」に、「23,650円」を「30,660円」に、「2,420円」を「3,130円」に改め、同部土、日休日の項中「7,150円」を「9,270円」に、「9,460円」を「12,270円」に、「14,300円」を「18,540円」に、「30,910円」を「40,080円」に、「3,190円」を「4,130円」に改め、同表備考4中「2,200円」を「2,530円」に改める。

別表第1 2 会議室等の表備考3の表中「310円」を「350円」に、「210円」を「240円」に、「100円」を「110円」に改める。

(多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2 会議研修室の項中「660円」を「850円」に、「1,320円」を「1,700円」に、「320円」を「360円」に改める。

(多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2 研修工作室の項中「310円」を「400円」に、「210円」を「240円」に改め、同表ギャラリースペースの項中「8,150円」を「9,300円」に、「210円」を「240円」に改める。

(多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 メセナギャラリーの表平日の項中「7,700円」を「10,000円」に、「770円」を「1,000円」に改め、同表土、日、休日の項中「11,550円」を「15,000円」に、「1,160円」を「1,500円」に改め、同表備考2中「420円」を「480円」に改める。

別表第1 2 クラフト工房の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

2 クラフト工房

クラフト工房全体（第1工房及び第2工房を合わせて利用する場合）

区分	1日につき	1時間につき
平日	9,000円	900円
土、日、休日	13,400円	1,340円

第1工房のみ

区分	1日につき	1時間につき
平日	5,700円	570円
土、日、休日	8,500円	850円

第2工房のみ

区分	1日につき	1時間につき
平日	3,300円	330円
土、日、休日	4,900円	490円

別表第1 2 クラフト工房の表備考2中「320円」を「360円」に、「210円」を

「240円」に、「100円」を「110円」に改める。

（多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第5条 多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例（昭和34年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表 2 手数料の表に備考として次のように加える。

備考 食品衛生法の基準による鉛・カドミウム溶出試験の手数料は、申込みをした者が市外在住又は市内に事務所等を有しない法人であるときは、この表に定める手数料にその10割に相当する額を加算する。

（多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表大研修室の項中「520円」を「670円」に、「210円」を「240円」に改め、同表小研修室の項中「250円」を「320円」に、「100円」を「110円」に改め、同表会議室Aの項、会議室Bの項及び会議室Cの項中「130円」を「160円」に、「100円」を「110円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第2条の規定による改正後の多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例別表第2の規定、第3条の規定による改正後の多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例別表第2の規定、第4条の規定による改正後の多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第6条の規定による改正後の多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の公布の日以後に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金から適用し、この条例の公布の日前に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(多治見市陶磁器意匠研究所の手数料に関する経過措置)

第3条 第5条の規定による改正後の多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例別表 2 手数料の表の規定は、施行日以後に申込みをした試験に係る手数料から適用し、施行日前に申込みをした試験に係る手数料については、なお従前の例による。

議第78号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2 22の部市長の款生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項中「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給に関す

る情報については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議第79号

多治見市印鑑条例の一部を改正するについて

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市印鑑条例の一部を改正する条例

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条中「第3条ただし書、第5条第2項、第8条第2項、第9条ただし書及び第11条第2項ただし書」を「第4条ただし書、第6条第2項、第9条第2項、第10条ただし書及び第12条第2項ただし書」に改め、同条を第17条とする。

第14条を第16条とする。

第13条の見出し中「交付」を「申請」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。この場合において、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を用いて暗証番号の入力その他の規則で定める操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請しなければならない。

第13条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（印鑑登録証明書の交付）

第15条 市長は、前条第2項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を直接交付し、かつ、印鑑登録証を直接返付するものとする。

- 2 市長は、前条第3項の申請があったときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、

当該各号に定める方法により当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

(1) 個人番号カードを用いた申請 個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号が入力されたことの確認をした上で、印鑑登録原票の登録事項との照合を行う方法

(2) 移動端末設備を用いた申請 移動端末設備用利用者証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号が入力されたことその他の規則で定める有効な認証が行われたことの確認をした上で、印鑑登録原票の登録事項との照合を行う方法

第12条第1項第3号中「第4条第2項第1号」を「第5条第2項第1号」に改め、同条第3項中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条第1項中「第3条又は第8条第2項」を「第4条又は第9条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 多機能端末機 本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等の申請の受付から交付までを自動的に行う機能を有するものをいう。

(2) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。

(3) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。

(4) 暗証番号 公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。

(5) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

(6) 移動端末設備 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第80号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表42の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表43の項中「第88条第1項」の次に「において準用する同法第6条第1項」を、「又は」の次に「同法第88条第1項において準用する」を加え、「建築物」を「工作物」に改め、同表44の項中「第88条第1項」の次に「において準用する同法第6条第1項」を、「又は」の次に「同法第88条第1項において準用する」を加え、「建築物」を「工作物」に改め、同表45の項中「第88条第1項」の次に「において準用する同法第7条第1項」を、「又は」の次に「同法第88条第1項において準用する」を加え、「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「建築物」を「工作物」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。

議第81号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同条に規定する被保険者証に係る罰則の適用については、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

議第82号

多治見市企業立地促進条例の一部を改正するについて

多治見市企業立地促進条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市企業立地促進条例の一部を改正する条例

多治見市企業立地促進条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを次のように改める。

イ 本社機能等（本店又は主たる事務所その他の本市における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして規則で定める業務施設（工場を除く。）（これと併せて整備を行う当該業務施設の従業員の寄宿舍、社宅その他の福利厚生施設であって規則で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって規則で定めるものを含む。）をいう。以下同じ。）

別表第1 事業所等設置奨励金の部中「本社機能」を「本社機能等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条及び別表第1の規定は、施行日以後に指定の申請を行った事業者に対する奨励措置から適用し、同日前に指定の申請を行った事業者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

議第83号

多治見市都市公園条例の一部を改正するについて

多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 8 月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市都市公園条例の一部を改正する条例

多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「無料公園施設」の次に「のうち、多治見市星ヶ台スケートボード場」を加え、同条第2項中「指定管理者は、」の次に「前項の登録をする場合において、」を加える。

別表第1 多治見運動公園の項に次のように加える。

多治見市星ヶ台管理棟

別表第2 多治見運動公園の項に次のように加える。

多治見市星ヶ台 3 x 3 バスケットコート

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金（1） 多治見市星ヶ台競技場ア トラック・フィールドの表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

ア トラック・フィールド

利用区分	専用利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分につき）	照明利用料金（1時間までごとに）
入場料等を徴収しない場合	4,400 円	2,040 円
入場料等を徴収する場合	13,200 円	

別表第3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金（6） テニスコートの表 1

面につきの部中

「

多治見市星ケ台	第 1 競技場	730 円	480 円
テニスコート	第 2 競技場	500 円	—

」を

「

多治見市星ケ台テニスコート	730 円	480 円
---------------	-------	-------

」に改

める。

別表第 3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金中(8) 多治見市笠原梅平運動広場の表を(9) 多治見市笠原梅平運動広場の表とする。

別表第 3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金中(7) 多治見市旭ヶ丘弓道場の表を(8) 多治見市旭ヶ丘弓道場の表とする。

別表第 3 4 有料公園施設を利用する場合の利用料金(6) テニスコートの表の次に次の 1 表を加える。

(7) 多治見市星ケ台管理棟

利用区分	専用利用料金（午前 9 時から始まる 1 時間ごとの区分につき）	冷暖房利用料金（1 時間までごとに）
会議室 1	220 円	110 円
会議室 2	220 円	110 円

備考

1 主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその 10 割に相当する額を加算する。

2 午前 9 時前に利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に利用する時間区分数を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表第1及び別表第3に規定する多治見市星ヶ台管理棟の利用の申請の受付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議第88号

工事請負契約の締結について

新北消防署建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 契約の目的 | 新北消防署 建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 822,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 吉川・飯田特定建設工事共同企業体 |
- 代表構成員 中津川市小川町2番8号
- 株式会社吉川工務店
- 代表取締役 吉川 幸輝
- 構成員 多治見市大正町3丁目67番地
- 株式会社飯田建設
- 代表取締役 飯田 道広

議第89号

工事請負契約の締結について

新北消防署電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 契約の目的 | 新北消防署 電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 214,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松本・小境特定建設工事共同企業体 |
- 代表構成員 多治見市光ヶ丘2丁目29番地
- 株式会社松本電気設備
- 代表取締役社長 松本 達
- 構成員 多治見市錦町3丁目8番地
- 小境電気工事株式会社
- 代表取締役 小境 啓介

議第90号

物品供給契約の締結について

高規格救急自動車購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 高規格救急自動車購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 21,890,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 多治見市前畑町4丁目92番地
岐阜トヨタ自動車株式会社多治見店
店長 浅井 勝也 |

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市養正交流センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

議第92号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり変更する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する事務のほか、組合は、行政機能の広域化に関する調査・研究を行うことができる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第93号

第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和5年12月20日議第118号をもって議決を経た第8次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

第8次多治見市総合計画基本計画中

「

【柱3】元気で安心して暮らせるまちづくり	7	3 2
----------------------	---	-----

」を

「

【柱3】元気で安心して暮らせるまちづくり	7	3 3
----------------------	---	-----

」に、

「

合計	4 0	1 6 2
----	-----	-------

」を

「

合計	4 0	1 6 3
----	-----	-------

」に改める。

第8次多治見市総合計画基本計画 政策の柱3 元気で安心して暮らせるまちづくり
施策5 地域防災・防犯対策中

「

8	的確かつ自主的な早期避難を促すため、地域特性を踏まえ
---	----------------------------

	た防災計画の策定を支援します
9	自主防犯活動を支援するなど、地域の安全向上に努めます

」を

「

8	的確かつ自主的な早期避難を促すため、地域特性を踏まえた防災計画の策定を支援します
9	避難所環境を充実させるため、小泉小学校と陶都中学校の体育館に空調機を整備します
10	自主防犯活動を支援するなど、地域の安全向上に努めます

」に改める。

議第94号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***	渡邊 加余子	*****	新任（任期は、令和 10年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会委員 木下 貴子氏の任期が、令和6年9月30日に満了するため、後任として渡邊 加余子氏を新たに任命する。

議第95号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年8月22日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	宮嶋 英治	*****	再任（任期は、令和 9年10月28日まで）

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員 宮嶋 英治氏の任期が、令和6年10月28日に満了するため、同氏を引き続き選任する。